

令和8年1月定例総会

令和8年1月9日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和7年度第9回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年1月9日（金） 午後4時00分～午後5時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第4会議室
3. 出席委員（10人）

農業委員	1番	上野 貴生
	2番	野老山 卓男
	3番	酒井 りつ子
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平	
	2番	弘田 好希	
	3番	田邊 昌一	
	6番	坂本 直幸	
	7番	金谷 里美	
	8番	今吉 次雄	

欠席委員（2人）

4番	池田 克彦
5番	上野 清吉

- ① 議案第1号 非農地証明の審議について
- ② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について
- ③ 議案第3号 農地法第4条に係る農業委員会の意見について

事務局長兼農林水産課長
農林水産課長補佐
事務局員

中尾 吉宏
吉本 卓
田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、1月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は池田委員・上野委員から欠席の連絡を受けております。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第3号 農地法第4条に係る農業員会の意見について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 酒井 委員

5番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてか

ら発言をお願いします。

議長
(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっています。

事務局
吉本補佐

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議①について

担当者より説明を求めます。

議案第1号① 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

下ノ加江字野々木 2292-1 他3筆で地目はすべて畑

面積の合計が1, 183㎡となります。

場所については、2ページから3ページを確認お願いします。

申請理由につきましては1ページにあるとおり

所有者が大阪在住のため十数年間維持管理出来なく放置してきました。このため雑草が生い茂り農地としての利用が出来なくなったため、地目変更をしたいとのことです。

4ページから5ページの現況写真を

確認してもらえればわかると思われませんが、

現地は原野化及び山林化しています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

耕作不適當など、やむを得ない事情によって

15年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、
農地への復旧ができないと認められた土地に該当すると考えられま
す。

以上の申請を昨年12月1日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課 （記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認（12月12日）は安田委員にお願いしました。審議のほど、
よろしくお願ひいたします。

議長
（上野会長）

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひ
します。

安田委員

農機具も入らない所の農地になります。写真を見て頂ければわかりま
すように原野化しています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

異議なし

議長
上野会長

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号① 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

つづきまして

議案第1号② 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第1号② 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の6ページをお願いします。申請者の住所氏名は記載のとおり
です。申請地は 横道家ノ前 180番1 地目 畑 793㎡の農地にな
ります。

場所については、7ページから8ページを確認をお願いします。

申請理由につきましては6ページにあるとおり

平成7年頃に、土地所有者の父が住宅、農業用倉庫及び車庫を建築し宅地としておりました。

令和6年に相続後、登記上の地目が畑となっていたため、

宅地に地目変更をしたいとのことです。9ページが現況写真となります。非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

人工的に転用した土地で、転用行為から20年以上経過しており、

その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該

当します。以上の申請を12月4日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認（12月9日）は池田委員にお願いしました。審議のほど、
よろしくお願ひいたします。

議長
（上野会長）

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひ
します。

池田委員

今、事務局が説明とうりです。家も建てられてだいぶ経っています。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長
（上野会長）

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願ひします。

議長
（上野会長）

何かございませんか？

議長
（上野会長）

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号② 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
（上野会長）

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっています。

事務局
吉本補佐

議案第2号① 農地法第3条の審議について

担当者より説明を求めます。

議案第2号① 農地法第3条の規定による許可の審議について、

説明します。

議案書の10ページをお願いします。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地は

片粕字イエシロ155番 地目 田

面積は330㎡となります。

土地の場所は11ページから12ページの位置図を

確認をお願いします。

農地の現況写真については、13ページをご覧ください。

農地法第3条第2項にある各号の条件について、

農地法第3条調書をもとに説明いたします。

14ページを確認をお願いします。

第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の農地については、引き続き水稻栽培を行うので該当しません。

第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であるため該当しません。

第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、

信託の引受にあたりませんので該当しません。

第4号の「農作業常時従事」の確認です。

譲受人は専業農家で、150日以上農業に従事しますので該当しません。

第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人は自らが耕作することを確認していますので該当しません。

第6号の「地域との調和」の確認です。

譲受人は農地の購入後も引き続き水稻栽培を行うので、

周辺の農地や環境への悪影響はありません。

そういったことから、

農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われます。

以上の申請を12月15日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

現地確認は岡崎委員にお願いしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

岡崎委員

こちらの方も先月の総会で議題にありました、続きの一筆になります
きれい整備しています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

異議なし

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号① 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号② 農地法第3条の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第2号② 農地法第3条の規定による許可の審議について、

説明します。

議案書の15ページをお願いします。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

許可を受けたい農地は

片粕字イエシロ 158 番 1 地目 田 面積は 909 m²となります。

土地の場所は 16 ページから 17 ページの位置図を

確認をお願いします。

農地の現況写真については、18 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項にある各号の条件について、

農地法第 3 条調書をもとに説明いたします。

19 ページを確認をお願いします。

第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の農地については、引き続き水稻栽培を行うので該当しません。

第 2 号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。

譲受人は、個人であるため該当しません。

第 3 号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、

信託の引受にあたりませんので該当しません。

第 4 号の「農作業常時従事」の確認です。

譲受人は専業農家で、150 日以上農業に従事しますので該当しません。

第 5 号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人は自らが耕作することを確認していますので該当しません。

第6号の「地域との調和」の確認です。

譲受人は農地の購入後も引き続き水稻栽培を行うので、

周辺の農地や環境への悪影響はありません。

そういったことから、

農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われま

す。以上の申請を12月15日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

現地確認は岡崎委員にお願いしました。

ご審議のほど、よろしくお願

議長
(上野会長)

いいたします。ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い

岡崎委員

します。こちらの方も先ほどと同じです。譲受人が引き続き耕作されます。

ご審議のほどよろしくお願

議長
(上野会長)

いいたします。何かございませんか

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号② 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長
(上野会長)

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第3号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について

担当者より説明を求めます

事務所
吉本補佐

議案第3号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について

説明いたします。

議案書は20ページから27ページになります。

20ページから説明します。

申請者の住所氏名は、記載のとおりです。

申請地は宗呂字天神ノ前丙1165番2 地目・現況ともに畑、

転用する面積は264㎡のうち21㎡です。

申請地の位置は、21から22ページになります。

転用の目的は、お墓の納骨堂建設

転用の理由については、

現在の墓地は山頂にあり、墓地に続く道も勾配がきつく

狭い舗装のない道のため、高齢者が安全に参拝するのが困難で

管理するのも難しいため、家の近くに移転したいとのことです。

資金調達については、自己資金により建築します。

土地利用計画図は23ページになります。

納骨堂になりますので、隣接地の方の同意書をもっており、周囲の

農地への日照及び排水に影響はありません。

事業計画につきましては、24ページになります。

現況写真については、25から26ページをご覧ください。

許可申請に係る農業委員会の意見書(案)について、説明いたします。

27ページをお願いします。

申請者の住所等及び申請に係る土地については、記載のとおりです。

工事計画について、工事期間は、許可日から6ヶ月間となります。

農地の区分については、第2-1-(1)-カー(ア)に該当する農地
となります。

農地基準を判断した理由につきましては

甲種・第1種・第3種のいずれにも該当しない農地に

該当するためです。

検討事項に対する意見決定の理由につきましては、

申請箇所は日当たりも悪く耕作されていないため墓地として転用す

ることについては問題ないと認められるからになります。

意見の決定については、本日の会で許可が出た場合に、本日の日付で県へ送付していくようになります。

以上の申請が12月5日付けであり、同日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、岡崎委員に現地の確認を行ってもらっています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員

今現在、お墓が山の上にあります。歳をとって墓参りも出来なくなり近くにもってきたいということです。周りの同意ももらっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

金谷委員

家の横にもってきても大丈夫なのですか？

事務局
吉本補佐

条件をクリアすれば大丈夫です。県知事の判断になります。周りの同意も条件の一つです。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農地法第4条の申請に係る意見の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長
(上野会長)

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和8年2月6日（金）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。